

契約における実質的な競争性  
の確保に関する調査  
— 役務契約を中心として —  
結 果 報 告 書

平成 26 年 1 月

総務省行政評価局



## 前 書 き

国の公共調達については、過去に様々な問題が指摘されていることから、各府省においては、競争性のない随意契約から競争性のある一般競争契約等への移行、競争を事実上制限するような応札条件等の見直しを推進するとともに、「随意契約の適正化の一層の推進について」（平成 19 年 11 月 2 日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ）を契機に、外部有識者からなる第三者機関を設置し、全ての契約について第三者による監視を行う体制を整備するなど、契約の適正化のための様々な取組を実施している。

また、内閣に設置された行政改革推進本部において決定された「調達改善の取組の推進について」（平成 25 年 4 月 5 日行政改革推進本部決定）においては、i) 各府省は、原則として毎年度開始までに、当該年度の調達改善計画を策定・公表すること、ii) 各府省は、上半期終了後及び年度終了後、速やかに調達改善計画の実施状況について自己評価を実施・公表すること、iii) 行政改革推進会議（行政改革推進本部の下に設置）は、各府省の自己評価結果を点検し、必要に応じ指摘・助言を行うとともに、各府省が有する調達改善のノウハウ等の共有化・標準化を図ること等とされ、政府全体として調達改善を推進することとされたところである。

一方、上記申合せにおいては、第三者機関は 1 者応札の案件については監視の重点事項とすることとされたが、2 者以上の応札があった案件については、そうされておらず、競争性の高い契約方式により実施されているものの実質的な競争性が確保されていないものや、より効率的な契約実施方法への見直しの余地があるものなどがあることが想定される。

こうしたことから、今後、各府省においては、契約の実施状況等について分析・検証・評価を行い、それらの結果を踏まえた不断の見直しを行うことが重要となっている。

この調査は、以上のような状況を踏まえ、国が締結する契約における実質的な競争性の確保、共同調達等の推進等を図る観点から、役務契約を中心として、各府省の契約における競争性の確保のための取組状況、共同調達等の実施状況、第三者機関による契約の監視の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するため実施したものである。



# 目 次

第1 調査の目的等	1
第2 調査結果	
1 国の契約の適正化に向けた取組の概況	2
(1) 国の公共調達 of 適正化に関する取組の経緯と最近の動向	2
(2) 各府省等全体の契約の概況	16
2 契約における実質的な競争性の確保等	26
(1) 実質的な競争性の確保のための見直しの推進	26
(2) 適切な予定価格の設定	79
(3) 低入札価格調査の適正な実施	109
(4) 再委託等に係る手続の適正化の推進	126
3 効率的かつ効果的な共同調達等の実施	152
(1) 共同調達等の実施による影響等の把握・検証等の実施及び調達の実施方法等の 見直し	152
(2) 各府省における共同調達等の取組の一層の推進	153
4 契約に係る点検機能の一層の充実等	229
(1) 第三者機関の運営方法等の改善	229
(2) 内部監査の実効性の確保・向上	241
5 「電子調達システム」の活用	253



# 図 表 目 次

## 1 国の契約の適正化に向けた取組の概況

### (1) 国の公共調達に適正化に関する取組の経緯と最近の動向

表 1 - (1) - ① 国の公共調達の適正化に関する最近の主な取組の経緯	3
表 1 - (1) - ② 防衛調達に適正化に関する最近の主な取組	7
表 1 - (1) - ③ 「行政効率化推進計画」(平成 16 年 6 月 15 日行政効率化関係省庁連絡会議。 20 年 12 月 26 日最終改定) <抜粋>	8
表 1 - (1) - ④ 「公共調達の適正化について」(平成 18 年 8 月 25 日付け財計第 2017 号財 務大臣通知) <抜粋>	9
表 1 - (1) - ⑤ 「随意契約の適正化の一層の推進について」(平成 19 年 11 月 2 日公共調達 の適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ) <抜粋>	14
表 1 - (1) - ⑥ 「調達改善の取組の推進について」(平成 25 年 4 月 5 日行政改革推進本部 決定) <抜粋>	15

### (2) 各府省等全体の契約の概況

表 1 - (2) - ア - ① 会計法(昭和 22 年法律第 35 号) <抜粋>	18
表 1 - (2) - ア - ② 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号) <抜粋>	19
表 1 - (2) - ア - ③ 国における契約方式等	20
表 1 - (2) - イ - ① 各府省等が締結した契約の総件数及び総金額の推移	21
表 1 - (2) - イ - ② 各府省等における平成 23 年度の契約件数及び金額	22
表 1 - (2) - イ - ③ 契約方式別の契約件数及び金額の推移	23
表 1 - (2) - イ - ④ 契約種類別の契約件数及び金額の推移	24
表 1 - (2) - イ - ⑤ 平成 23 年度における応札者等数別の契約件数	25

## 2 契約における実質的な競争性の確保等

### (1) 実質的な競争性の確保のための見直しの推進

表 2 - (1) - ① 「公共調達の適正化について」(平成 18 年 8 月 25 日付け財計第 2017 号財 務大臣通知) <抜粋>	30
表 2 - (1) - ア - ① 応札条件等について官公庁等からの受注実績がある者に限定して設定 している例①	31
表 2 - (1) - ア - ② 応札条件等について官公庁等からの受注実績がある者に限定して設定 している例②	32
表 2 - (1) - ア - ③ 応札条件等について官公庁等からの受注実績を設定していない例	43
表 2 - (1) - ア - ④ 応札条件等について官公庁等からの受注実績がある者に限定して設定 している例(調査途上において改善されたもの)	44
表 2 - (1) - ア - ⑤ 応札条件等について特定の資格等がある者に限定して設定している例 ①	45
表 2 - (1) - ア - ⑥ 応札条件等について特定の資格等がある者に限定して設定している例 ②	47

表 2-(1)-ア-⑦ 応札条件等について特定の資格等がある者に限定して設定している例 ③	48
表 2-(1)-ア-⑧ 応札条件等について特定の資格等がある者に限定して設定していない 例	53
表 2-(1)-ア-⑨ 応札条件等について比較的長期間の実務経験等を設定している例①	54
表 2-(1)-ア-⑩ 応札条件等について比較的長期間の実務経験等を設定している例②	55
表 2-(1)-ア-⑪ 応札条件等について比較的長期間の実務経験等を設定している例③	56
表 2-(1)-ア-⑫ 同種・類似業務の契約案件においてより緩やかな応札条件等としてい る例①	62
表 2-(1)-ア-⑬ 同種・類似業務の契約案件においてより緩やかな応札条件等としてい る例②	62
表 2-(1)-イ-① 応札等に必要な情報が仕様書等に明示されていない例①	63
表 2-(1)-イ-② 応札等に必要な情報が仕様書等に明示されていない例②	64
表 2-(1)-イ-③ 応札等に必要な情報が仕様書等に明示されていない例③	65
表 2-(1)-イ-④ 公募公告において契約を予定する具体的な相手方の名称を明示してい る例①	68
表 2-(1)-イ-⑤ 公募公告において契約を予定する具体的な相手方の名称を明示してい る例②	69
表 2-(1)-ウ-① 同種業務の契約を分割するなどして少額随意契約としている例①	71
表 2-(1)-ウ-② 同種業務の契約を分割するなどして少額随意契約としている例②	72
表 2-(1)-ウ-③ 提案書等の審査等に第三者が関与していない例①	74
表 2-(1)-ウ-④ 提案書等の審査等に第三者が関与していない例②	75
表 2-(1)-ウ-⑤ 開札日から履行開始までの期間が十分確保されていないと考えられる 例①	76
表 2-(1)-ウ-⑥ 開札日から履行開始までの期間が十分確保されていないと考えられる 例②	77
(2) 適切な予定価格の設定	
表 2-(2)-① 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号) <抜粋>	80
表 2-(2)-② 「行政効率化推進計画」(平成 16 年 6 月 15 日行政効率化関係省庁連絡会議。 20 年 12 月 26 日改定) <抜粋>	80
表 2-(2)-③ 同一役務の調達実績、市場価格や他の機関における契約金額等を考慮する ことなく予定価格を設定しているなどの例①	81
表 2-(2)-④ 同一役務の調達実績、市場価格や他の機関における契約金額等を考慮する ことなく予定価格を設定しているなどの例②	82
表 2-(2)-⑤ 同一役務の調達実績、市場価格や他の機関における契約金額等を考慮する ことなく予定価格を設定しているなどの例③	83
表 2-(2)-⑥ 同一役務の調達実績、市場価格や他の機関における契約金額等を考慮する ことなく予定価格を設定しているなどの例④	84
表 2-(2)-⑦ 予定価格の積算に当たり事前に複数の者から徴取した参考見積書には数倍	



等の価格差があるにもかかわらず、徴取した見積額の平均額を予定価格としている例①	90
表 2-(2)-⑧ 予定価格の積算に当たり事前に複数の者から徴取した参考見積書には数倍等の価格差があるにもかかわらず、徴取した見積額の平均額を予定価格としている例②	91
表 2-(2)-⑨ 予定価格の積算に当たり事前に複数の者から徴取した参考見積書には数倍等の価格差があるにもかかわらず、徴取した見積額の平均額を予定価格としている例③	92
表 2-(2)-⑩ 複数の事業者から見積書を徴取することができるにもかかわらず1者からしか徴取していない例①	95
表 2-(2)-⑪ 複数の事業者から見積書を徴取することができるにもかかわらず1者からしか徴取していない例②	96
表 2-(2)-⑫ 2者以上から見積書を徴取しているものの毎回同じ組合せの者となっているなどの例①	103
表 2-(2)-⑬ 2者以上から見積書を徴取しているものの毎回同じ組合せの者となっているなどの例②	104
表 2-(2)-⑭ 2者以上から見積書を徴取しているものの毎回同じ組合せの者となっているなどの例③	105
 (3) 低入札価格調査の適正な実施	
表 2-(3)-① 会計法(昭和22年法律第35号)〈抜粋〉	111
表 2-(3)-② 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)〈抜粋〉	111
表 2-(3)-ア-① 各府省における低入札価格調査基準の作成状況	112
表 2-(3)-ア-② 具体的な低入札価格調査基準を作成していない会計機関において、1,000万円を超える予定価格の10分の5を下回る価格で入札がなされた案件について、低入札価格調査を実施せず契約を締結している例①	121
表 2-(3)-ア-③ 具体的な低入札価格調査基準を作成していない会計機関において、1,000万円を超える予定価格の10分の5を下回る価格で入札がなされた案件について、低入札価格調査を実施せず契約を締結している例②	122
表 2-(3)-イ-① 作成している低入札価格調査基準に該当する低入札案件について、低入札価格調査を実施することなく契約を締結している例	123
表 2-(3)-イ-② 低入札価格調査の実施に加えた取組を行っている例	124
表 2-(3)-イ-③ 低入札価格調査を適正に実施している例	125
 (4) 再委託等に係る手続の適正化の推進	
表 2-(4)-① 「公共調達 of 適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知)〈抜粋〉	128
表 2-(4)-② 「随意契約の方法による委託契約に関する事務の取扱いについて」(平成17年2月25日付け財計第408号財務省主計局長通知)〈抜粋〉	128
表 2-(4)-ア-① 再委託等に関する事項を適切に設定していない、又は同事項の記載が	

不十分な例①	130
表 2-(4)-ア-② 再委託等に関する事項を適切に設定していない、又は同事項の記載が 不十分な例②	131
表 2-(4)-ア-③ 再委託等に関する事項を適切に設定していない、又は同事項の記載が 不十分な例③	132
表 2-(4)-ア-④ 再委託等に関する事項を適切に設定していない、又は同事項の記載が 不十分な例④	133
表 2-(4)-ア-⑤ 不適切な再委託等の発生の未然防止に資するため、再委託等に関する 事項の設定内容等に工夫を加えている例	136
表 2-(4)-ア-⑥ 再委託等の相手方、金額等を仕様書で指定している例	139
表 2-(4)-イ-① 審査を経ず再委託等が行われているなどの例①	141
表 2-(4)-イ-② 審査を経ず再委託等が行われているなどの例②	142
表 2-(4)-イ-③ 審査の質が十分に確保されていないと考えられる例①	146
表 2-(4)-イ-④ 審査の質が十分に確保されていないと考えられる例②	147
表 2-(4)-イ-⑤ 審査の質を確保するため、再委託等に関する事務手続等に工夫を加え ている例	150

### 3 効率的かつ効果的な共同調達等の実施

#### (1) 共同調達等の実施による影響等の把握・検証等の実施及び調達の実施方法等の見直し

表 3-① 「行政効率化推進計画」(平成 16 年 6 月 15 日行政効率化関係省庁連絡会議。20 年 12 月 26 日改定) <抜粋>	156
表 3-② 「一括調達の運用ルール」(平成 21 年 1 月 16 日各府省等申合せ。25 年 1 月 29 日 一部改定) <抜粋>	157
表 3-③ 「調達改善の取組の推進について」(平成 25 年 4 月 5 日行政改革推進本部決定) <抜粋>	158
表 3-(1)-ア-① 各府省における共同調達等の実施による影響等に関する自己評価等の 概要	159
表 3-(1)-イ-① 共同調達等の実施による影響等の把握、検証等及びそれらの結果を踏 まえた実施方法等の見直しを行う余地があるとみられる例	164
表 3-(1)-イ-② 実施している共同調達等の案件について、それぞれの実情等に応じて より効果的なものとする観点から実施方法等の見直しを行っている例①	167
表 3-(1)-イ-③ 実施している共同調達等の案件について、それぞれの実情等に応じて より効果的なものとする観点から実施方法等の見直しを行っている例②	169
表 3-(1)-イ-④ 実施している共同調達等の案件について、それぞれの実情等に応じて より効果的なものとする観点から実施方法等の見直しを行っている例③	170

#### (2) 各府省における共同調達等の取組の一層の推進

表 3-(2)-ア-① 各府省の本府省における他府省との共同調達等の実施件数の推移	172
表 3-(2)-ア-② 各府省における他府省との共同調達等の実施状況	173
表 3-(2)-ア-③ 共同調達等の実施が可能とみられる例①	177

表 3 - (2) - ア - ④	共同調達等の実施が可能とみられる例②	179
表 3 - (2) - ア - ⑤	少額随意契約により調達していた案件について一括して調達（一般競争契約）することとしている例	186
表 3 - (2) - イ - ①	各府省の地方支分部局等における共同調達等の推進に関する方針等	187
表 3 - (2) - イ - ②	地方支分部局等における共同調達等の実施状況	192
表 3 - (2) - イ - ③	他機関との共同調達等の実施により少額随意契約から一般競争契約への移行が可能とみられる例①	215
表 3 - (2) - イ - ④	他機関との共同調達等の実施により少額随意契約から一般競争契約への移行が可能とみられる例②	217
表 3 - (2) - イ - ⑤	他機関との共同調達等の実施により少額随意契約から一般競争契約への移行が可能とみられる例③	219
表 3 - (2) - イ - ⑥	調達の状況からみて共同調達等の実施が可能とみられる例①	221
表 3 - (2) - イ - ⑦	調達の状況からみて共同調達等の実施が可能とみられる例②	222
表 3 - (2) - イ - ⑧	調達の状況からみて共同調達等の実施が可能とみられる例③	223
表 3 - (2) - イ - ⑨	管内事務所における少額随意契約の締結状況を体系的に把握し、その状況を基に、各事務所における少額随意契約案件を一括して一般競争契約に移行するなどの取組を実施している例	224
表 3 - (2) - イ - ⑩	実情等に応じて、国の地方支分部局等のみならず、地方公共団体を含めた共同調達が行われている例	226
表 3 - (2) - イ - ⑪	実情等に応じて、毎年度、共同調達の対象とする案件及び参加官署の拡大を推進している例	227

#### 4 契約に係る点検機能の一層の充実等

##### (1) 第三者機関の運営方法等の改善

表 4 - (1) - ①	「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成 13 年 3 月 9 日閣議決定。23 年 8 月 9 日一部変更）〈抜粋〉	231
表 4 - (1) - ②	「随意契約の適正化の一層の推進について」（平成 19 年 11 月 2 日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議）〈抜粋〉	232
表 4 - (1) - ア - ①	第三者機関の設置状況	233
表 4 - (1) - ア - ②	第三者機関による契約監視の仕組みがない例	234
表 4 - (1) - ア - ③	仕組みはあるものの一部の契約案件が監視対象となっていない例	235
表 4 - (1) - イ - ①	契約一覧に審議案件を抽出するための情報が不足していると考えられる例	236
表 4 - (1) - イ - ②	契約一覧に、公益法人が応札者となっている案件か否か、低入札価格調査の対象案件か否かの情報を盛り込んでいる例	238
表 4 - (1) - イ - ③	委員への情報提供を充実させるための独自の工夫を行っている例	239
表 4 - (1) - ウ - ①	本府省及び外局の内部部局に設置された第三者機関における審議結果等の情報提供の状況	240

##### (2) 内部監査の実効性の確保・向上

表 4-(2)-① 「公共調達に適正化に向けた取り組みについて」(平成 18 年 2 月 24 日公共 調達の適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ) <抜粋> .....	243
表 4-(2)-② 「公共調達に適正化について」(平成 18 年 8 月 25 日付け財計第 2017 号財 務大臣通知) <抜粋> .....	243
表 4-(2)-③ 「平成 13 年度決算検査報告」(平成 14 年 11 月会計検査院) <抜粋> .....	244
表 4-(2)-ア-① 外局が内部監査の対象となっておらず、内部監査が実施されていない 例 .....	245
表 4-(2)-イ-① 内部監査において指摘された実績がない例 .....	245
表 4-(2)-イ-② 随意契約における 1 者見積りの見直しについて指摘されたにもかかわ らず、指摘後も当該指摘内容が改善されていない例 .....	246
表 4-(2)-イ-③ 備品等の調達における不適切な分割発注による少額随意契約の改善に ついて指摘されたにもかかわらず、指摘後も当該指摘内容が改善されて いない例 .....	247
表 4-(2)-イ-④ 監査マニュアル等の策定状況 .....	250
表 4-(2)-イ-⑤ 府省内への内部監査結果等の周知状況 .....	251
表 4-(2)-イ-⑥ 内部監査をより実効性のあるものとするため、独自の工夫を行ってい る例 .....	252

## 5 「電子調達システム」の活用

表 5-① 「公共調達に適正化について」(平成 18 年 8 月 25 日付け財計第 2017 号) <抜粋> .....	254
表 5-② 「予算執行等に係る情報の公表等に関する指針」(平成 25 年 6 月 28 日内閣官房 行政改革推進本部事務局) <抜粋> .....	255
表 5-③ 同種業務の調達に係る契約方法が府省により区々となっている例① .....	256
表 5-④ 同種業務の調達に係る契約方法が府省により区々となっている例② .....	258
表 5-⑤ 同種業務の調達に係る契約方法が府省により区々となっている例③ .....	259
表 5-⑥ 同種業務の調達に係る契約方法が府省により区々となっている例④ .....	260